

第5章 計画の内容

男女共同参画社会に関する多様な学習機会の提供と充実

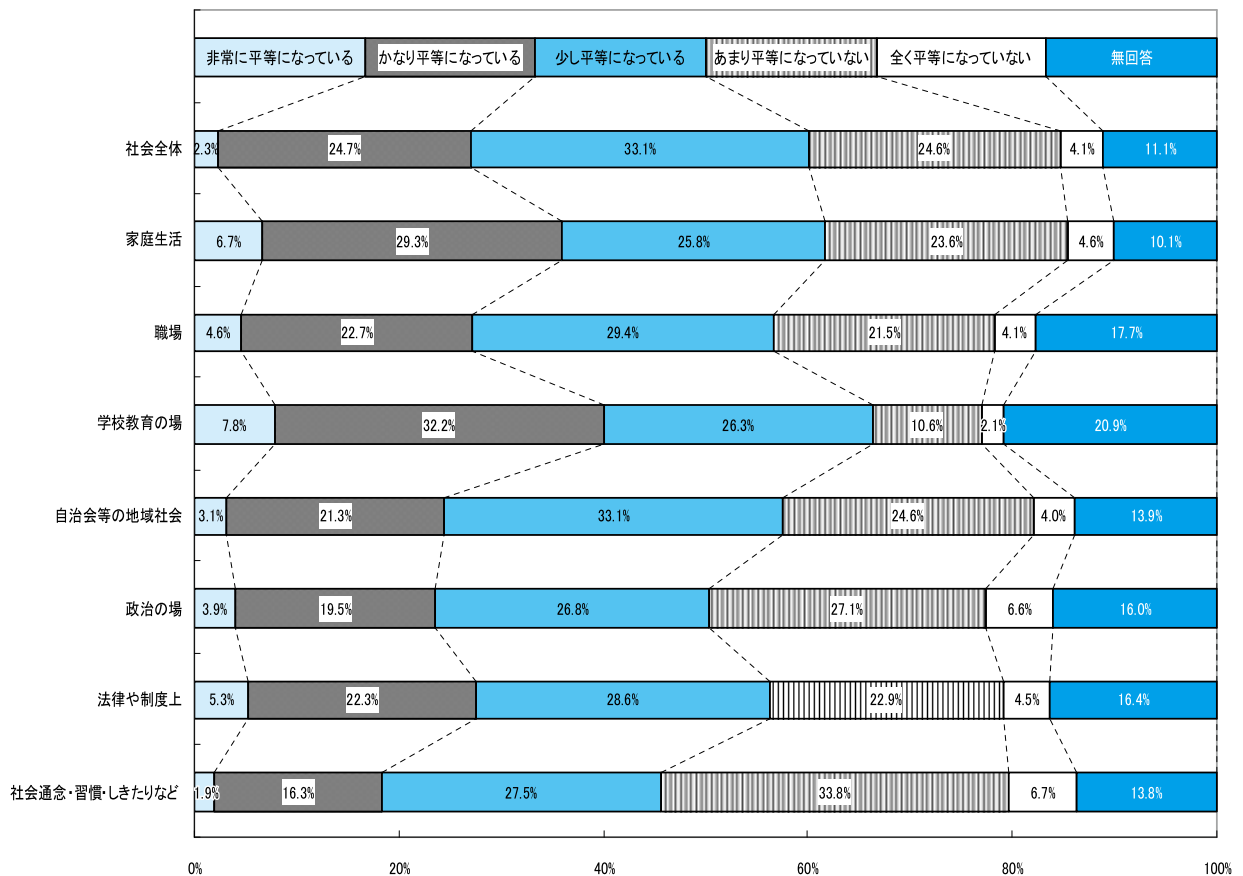
【現状と課題】

本市においては、男女共同参画社会の促進に向け、講座の開催や情報提供等を行い、市民に対する学習の機会の提供に努めてまいりました。しかしながら、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、様々な場における男女の地位の平等感について尋ねたところ、「学校教育」を除き「社会」「家庭」「職場」において、市民の約3割が不平等感を持っていることがわかりました。

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが重要であり、市民を対象にしたあらゆる学習の場において男女共同参画の視点を導入する等、各課と連携した取り組みをすすめます。

また、職場・社会・家庭・学校等さまざまな分野において、相互の連携を図りながら、男女共同参画社会に関する多様な学習機会の提供と充実に取り組みます。

図表：それぞれの項目において男女の地位は平等になっているか



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成21年伊佐市）

【市が実施する 12 の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する研修会や講座の実施	男女共同参画社会について正しく理解するための研修会や基礎講座を実施します	企画調整課
2	自治会やコミュニティを単位とした講座の実施	自治会やコミュニティを単位とした出前講座を実施します	企画調整課
3	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	家庭教育学級、高齢者学級、女性学級の学習等において、男女共同参画社会についての理解を深めるための学習機会の提供に努めます	社会教育課
4	男女共同参画の視点に立った授業等の取り組み	児童生徒の発達段階に応じて、各教科・領域で人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります	学校教育課
5	市職員研修の実施	男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の視点を各施策に導入できるよう、研修を行います	総務課
6	教職員・幼稚園教諭・保育士等への研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教職員・幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修カリキュラムの中に男女共同参画社会に関する学習の機会を提供します	福祉事務所 学校教育課 教育委員会総務課 (幼稚園)
7	相談員への意識啓発	相談される側の男女共同参画意識の向上のために、相談員を対象とした研修会の機会を提供します	福祉事務所 学校教育課
8	保護者会・PTA等への意識啓発	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA等を活用した、男女共同参画に関する意識啓発を推進します	福祉事務所 学校教育課 教育委員会総務課 (幼稚園)
9	事業所への意識啓発	事業所内における男女共同参画に関する意識啓発を推進します	企画調整課 地域振興課
10	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します	図書館

11	男女共同参画社会についての情報提供の充実	国・県・市の取組や法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座・講演会・イベント等において、多様な機会を捉えて市民に情報提供します	企画調整課
12	各種事業の開催日時・場所等への配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業などに参加しやすいよう、開催日時・場所等に配慮し計画します	関係各課



あらゆる場における固定的な性別役割分担に基づく

制度・慣行の見直し

【現状と課題】

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

本市が、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、固定的な性別役割分担意識について尋ねたところ、「育児休業は男性より女性がとった方がよい」「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」「職場で来客にお茶を出すのは女性がしたほうがよい」「妻や子どもを養うのは男性の責任である」の項目で、肯定的な回答が5割を超える一方で、様々な場における男女の地位の平等感については、「社会通念・習慣・しきたりなど」の項目で4割、「政治の場」の項目で3割が不平等感を持っていることがわかりました。

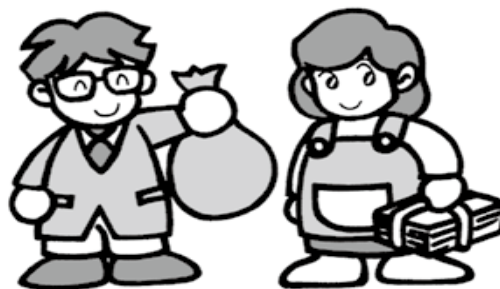
男女共同参画社会の実現によりめざすべき社会は、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会です。誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮することにより、多様性に富んだ活力ある伊佐市を築いていくために、制度や慣行の背景にある、あらゆる場における固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、多様な機会を捉えた広報・学習を展開します。

また、行政の施策においては、男女共同参画社会の形成に直接関係する施策の展開にとどまらず、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れて、男女共同参画の視点で全庁的に施策の見直しをすすめます。

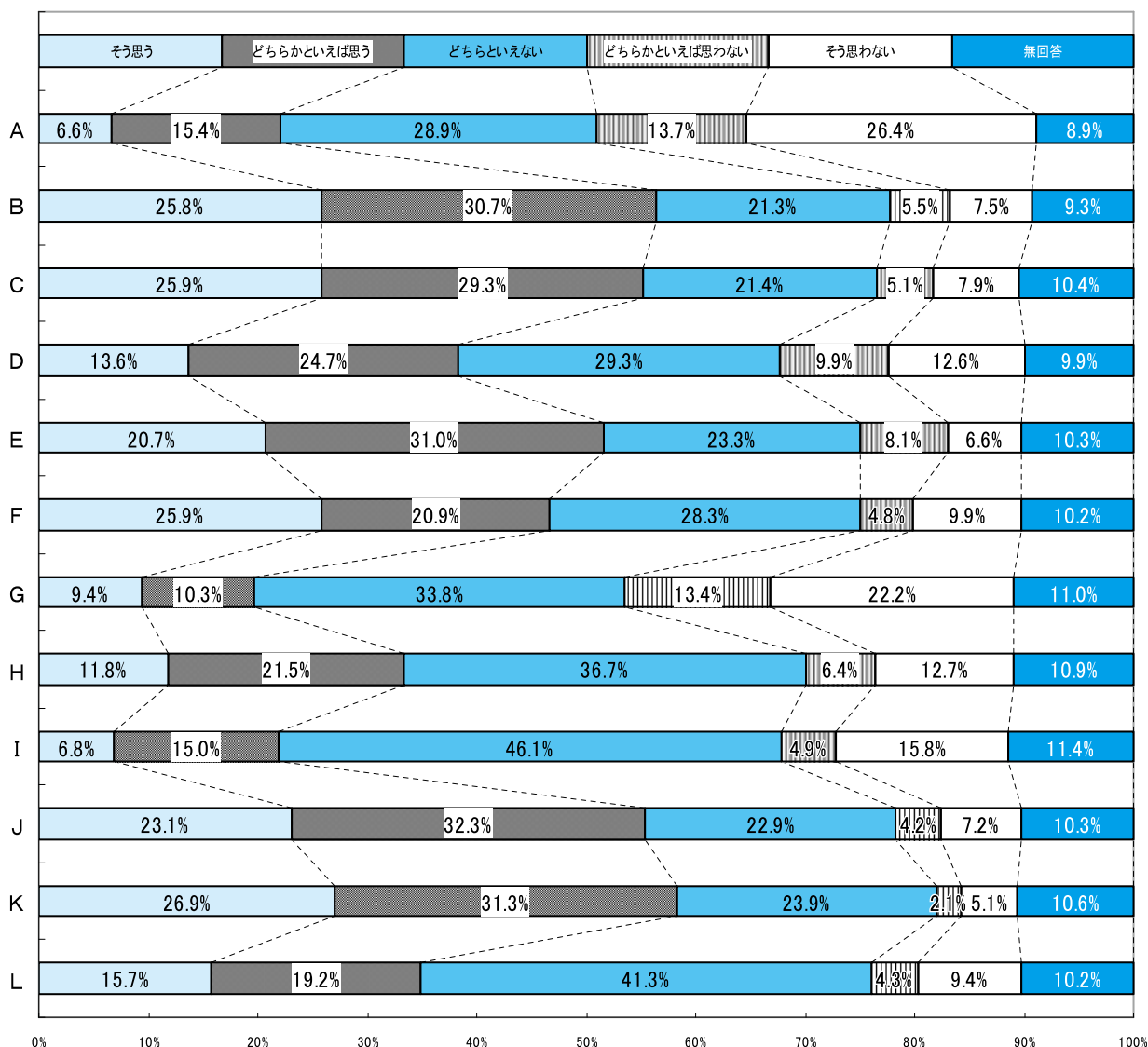
【市が実施する10の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	自治会やコミュニティを単位とした講座の実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、自治会やコミュニティへ出向き、男女共同参画についての講座を実施します	企画調整課
2	男女共同参画の意識啓発と周知	広報紙等を利用したコラムによって、男女共同参画についての意識啓発と固定的性別役割分担意識の改善を図るため、きめ細やかな周知を行います	企画調整課

3	女性役員等の登用	自治会やコミュニティ、各種団体等で女性役員等の登用を進め、慣行の改善に向けた意見等が取り入れられる環境の整備を促進します	企画調整課 関係各課
4	男女共同参画の視点に立った学校運営	性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重した進路指導、教育の場における役職・役員への女性の登用等、男女共同参画の視点に立った学校運営を支援します	学校教育課
5	教職員・幼稚園教諭・保育士等への研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教職員・幼稚園教諭・保育士対象の研修機会を提供します	学校教育課 福祉事務所 教育委員会総務課 (幼稚園)
6	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	男女が共に家庭責任を果たすために、ふれあい講座や各種講座等を通して意識改革を推進します	社会教育課 企画調整課
7	個性重視の進路指導の充実	児童生徒に確かな職業観、就労観を身につけさせるための男女共同参画の視点に立った進路指導や職場体験学習等の充実を図ります	学校教育課
8	職場内慣行見直しのための啓発の推進	市役所、事業所等における職場内慣行や性別による固定的役割分担意識見直しのための啓発活動を行います	総務課 企画調整課
9	行事・イベント等における慣行の見直し	男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的役割分担意識の見直しと意識改革を推進します	企画調整課 関係各課
10	各種事業の開催日時・場所への配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業などすべてにおいて参加しやすいよう、開催日時・場所に配慮し計画します	関係各課



図表：それぞれの項目について、どのように思うか



- A 「男性は仕事、女性は家事・育児」という役割を分担するほうがよい
- B 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい
- C 妻や子どもを養うのは、男性の責任である
- D 女性は結婚したら自分自身のことより、家族中心に考えるべきだ
- E 女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとするべきである
- F 結婚したら、妻が夫の姓を名乗るのは当然である
- G 冠婚葬祭の「のし袋」などに、夫のただけではなく妻の氏名も連名で書くほうがよい
- H 夫の親を妻が介護・看病するのは当然だと思う
- I 男性のほうが女性より、管理職としての素質がある
- J 職場で来客にお茶を出すのは女性がしたほうがよい
- K 育児休業は、男性より女性がとった方がよい
- L 介護休業は、男性より女性がとった方がよい

資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 21 年伊佐市）

人権に関するあらゆる教育・学習に 「男女の人権の尊重」の視点の浸透

【現状と課題】

本市においては、これまでも、あらゆる場において、人権に関する様々な教育や学習を行い、また、平成22年7月には「伊佐市人権尊重のまち宣言」を採択し、あらゆる差別をなくす決意を表明し、広く市民に対する広報・啓発に取り組んできています。

平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」において、「様々な場における男女の地位の平等感」について尋ねたところ、「社会通念・習慣・しきたりなど」の項目で4割、「政治の場」の項目で3割、回答者が不平等感を持っていることがわかりました。

男女共同参画社会の実現によりめざすべき社会は、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会であり、男女共同参画社会の形成の促進に向けては、これまで行われてきた、人権に関する様々な教育や学習に「男女の人権の尊重」の視点を浸透させることが重要です。

そのため、本市において行われるすべての人権に関する教育や学習に、「男女の人権の尊重」の視点が導入されるよう、教育・学習に携わるあらゆる主体を対象にした研修機会の提供と充実に努めます。

【市が実施する12の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	人権に関する講座・講演会の実施	市民に広く、人権に関する法律や社会の仕組みに関することについて、様々な教育や学習の機会を提供します	市民課
2	人権教育啓発活動	あらゆる差別・偏見をなくすために、人権を守る視点からの周知・啓発活動を行います	市民課 企画調整課
3	幼児教育・学校教育における人権教育への男女共同参画の視点の導入	子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、男女共同参画の視点を基盤とした人権教育を実施します	学校教育課
4	生涯学習・社会教育における人権教育への男女共同参画の視点の導入	生涯学習や社会教育においても、男女共同参画の視点に配慮した、人権の確立をめざす教育・学習に取り組めます	社会教育課

5	個性重視の進路指導の充実	児童生徒に確かな職業観、就労観を身につけさせるための男女共同参画の視点に立った進路指導や職場体験学習等の充実を図ります	学校教育課
6	男女共同参画に関する視聴覚教材等の整備	人権の確立をめざす教育・学習が男女共同参画の視点で行われるよう、視聴覚教材、先進事例の収集等、情報を整備し教育関係者、市民へ提供します	図書館
7	教職員・幼稚園教諭・保育士等への研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、また「男女の人権の尊重」の視点の浸透を図るため、教職員・幼稚園教諭・保育士対象の研修機会を提供します	学校教育課 福祉事務所
8	社会教育・学校教育担当職員への研修	社会教育・学校教育担当職員への男女共同参画社会についての研修を実施します	学校教育課 社会教育課
9	各小・中学校等における男女共同参画の推進	各小・中学校等において、「男女の人権の尊重」の視点を取り入れた教育・学習の取り組みを推進します	学校教育課
10	人権擁護委員への研修	人権擁護委員への男女共同参画社会についての研修を実施します	市民課
11	民生委員・児童委員への研修	民生委員・児童委員への男女共同参画社会についての研修を実施します	福祉事務所
12	学校等の各種相談員への男女共同参画社会についての研修の提供	学校等の各種相談に関わる人材が、男女共同参画の視点に立った相談業務に当たれるよう、男女共同参画社会についての研修機会を提供するとともに、「男女の人権の尊重」の視点の浸透を図ります	学校教育課



すべての人が安心して暮せるよう

多様な生活形態を支えるための環境の整備

【現状と課題】

少子高齢化や個人の価値観の多様化に伴い、家族形態の多様化がすすんでいます。本市における世帯の家族類型別割合の推移をみると、「夫婦と子のみ」は減少傾向にあり、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」は増加傾向にあります。

また、夫婦のいる一般世帯の働き方の状況をみると、「夫婦ともに働いている」いわゆる共働き世帯が過半数を超えて最も多く、配偶者による扶養がある世帯を標準モデルに設計されてきた制度の見直しが喫緊の課題となっています。

このような少子高齢化社会を豊かで活力ある地域社会にするためには、年齢、障がいの有無、国籍に基づく固定的な見方や偏見を解消し、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成の促進に努めることが急務です。

これまで標準世帯モデルの陰に隠れて、社会的に認識されにくかった、生活上の困難な状況に置かれやすい、ひとり親世帯、単独高齢世帯、障がい者、外国人に対して、それぞれの実情に応じたきめ細かい支援を行うとともに、地域における孤立の背景にあると考えられる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発を充実させる等、男女共同参画の視点に立ち、すべての人の多様な生活形態が尊重され、安心して暮らせるための環境の整備をすすめます。

【市が実施する 36 の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	自治会やコミュニティなど地域を単位とした男女共同参画講座の実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、自治会やコミュニティなど地域を単位とした男女共同参画講座を実施します	企画調整課
2	男女共同参画の視点で地域づくりを学ぶセミナーの実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、男女共同参画の視点で地域づくりを学ぶ機会を提供します	企画調整課
3	多様な保育サービスの提供	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育、障がい児保育、児童クラブ等のサービスを提供します	福祉事務所

4	子育て支援に関する情報提供の在り方の検討	市における子育て支援に関する情報をより多くの子育て中の方々に届けるために、子育て支援情報を把握し、ホームページや広報紙にとどまらず、各種健康診断の機会を捉えて情報提供するなど多様な方法での広報に努めます	福祉事務所
5	講座・イベント等における一時保育の実施	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、講座やイベントなどの際に一時保育を行います	関係各課
6	育児相談の実施	子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、男女共同参画の視点から育児に関する相談を行います	福祉事務所
7	子育てアドバイザー・保育サポーターの養成	地域が協働して子育てを支援できるよう、男女共同参画の視点に立って支援・相談を行うことのできる人材を育成します	企画調整課
8	子育て支援センター事業	地域や社会全体が協働して、子育てを支える地域の実現を図るため、子育て支援センターを設置し安心して子育てしやすい環境を整えます	福祉事務所
9	子育てネットの普及・啓発	地域社会で子育て家庭を支えるために、子育てに関する情報の一元化を進め、行政・保育所・小学校がそれぞれ連携し情報を提供し、子どもの健康情報、各保育所、小学校、医療機関等の情報を共有し利活用を促進します	福祉事務所
10	地域子育て創生事業	子どもやその保護者が安全に生活しやすい地域をつくるために、子育て支援相談窓口の設置及び巡回サポート事業を実施し、地域での子育てを支援します	福祉事務所
11	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮します	福祉事務所
12	放課後学童クラブ事業	小学校低学年の児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図ります	福祉事務所
13	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子育てができるよう、乳幼児医療費助成制度の充実に努めます	福祉事務所

15	障がい者への雇用・自立に関わる情報提供	障がい者の就労に関する情報提供、事業所への啓発、自立支援の給付の実施をします	福祉事務所 地域振興課
16	高齢者の生きがい・自立に向けた支援	高齢者の就労に関する情報提供、事業所への啓発、自立支援の給付を実施します	長寿支援課 地域振興課
17	市内公共交通体系の整備	高齢者等の移動手段となる、車を持たない市民の自立支援となる地域公共交通体系を整備します	地域振興課
18	消費生活についての啓発・教育	高齢者や障がい者等を標的とした詐欺から身を守るための啓発を行います	地域振興課
19	シルバーハウジングの推進	高齢者が安心して生活できる居宅機能を提供し、高齢者福祉の推進を図ります	長寿支援課
20	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります	長寿支援課
21	認知症サポーターの養成	認知症の人、および認知症の人を介護する人に対して、男女共同参画の視点に立って支援・相談を行うことのできる人材を育成します	長寿支援課
22	家族介護に対する支援	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります	長寿支援課
23	高齢者虐待への対応	介護される人の人権を守るため、高齢者虐待の防止に向けた啓発や体制強化を行います	長寿支援課
24	介護相談の実施	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度利用ができるよう、男女共同参画の視点から介護に関する相談を行います	長寿支援課
25	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します	長寿支援課
26	介護支援専門員等への研修	男女共同参画の視点に立った介護ケアマネジメント業務ができるよう関係職員への研修を実施します	長寿支援課

27	シルバー人材センターの支援	伊佐地域における高齢者が、長年にわたって培ってきた知識・経験等を活用し、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図るセンター事業を支援します	長寿支援課
28	男性向け講座の充実	男性向けの料理教室の開催をはじめ、男性の生活面での自立を支援します。また、男性の積極的参加を促すため、開催場所の拡充・時間等についても検討します	社会教育課
29	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります	学校教育課 社会教育課
30	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	子育てや介護を地域で担っていくために、地域の多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修の開催に努めます	健康増進課 長寿支援課 福祉事務所
31	災害時のやさしい支援	避難場所や避難までの流れを作成したマップを作成し、市民一人ひとりが防災に対する確認と意識づくりに努めます	総務課
32	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます	総務課
33	多様な立場にある人が利用しやすい公共施設の中にあるトイレの整備	公共施設の中にあるトイレや授乳室、ベビーベッド等の設置及び、車椅子用を利用している人にやさしいバリアフリー化の整備に努めます	建設課
34	多様な立場にある人にやさしい道路や住宅の環境整備	交通の安心・安全を確保し、道路の環境整備に努めます。また、安心して生活できる場として利用できる環境を整備します	建設課
35	情報通信基盤整備	市民のニーズを調査・分析し、市内全域で計画に基づいた高速通信が可能な基盤整備を推進します	企画調整課

36	難視聴地域の解消	完全デジタル化へ向けて共聴施設のデジタル化改修に向けた対策を講じながら、市内全世帯が視聴できる環境整備を支援します	企画調整課
----	----------	---	-------



仕事と生活の調和に向けた環境の整備

【現状と課題】

本市が、平成 21 年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、仕事と生活の調和について、「満足している」「やや満足している」を合わせた「満足」とする回答は、全体の 54.4%である一方、依然として根強い固定的な性別役割分担意識を背景に、家族的責任と仕事の両立を図る負担が、女性に偏っている傾向が顕著にみられました。なかでも、農林水産業、商工自営業に従事する女性の多くは、仕事と家庭生活との明確な区分が難しい中で、過重労働や無償労働を余儀なくされていることがわかりました。

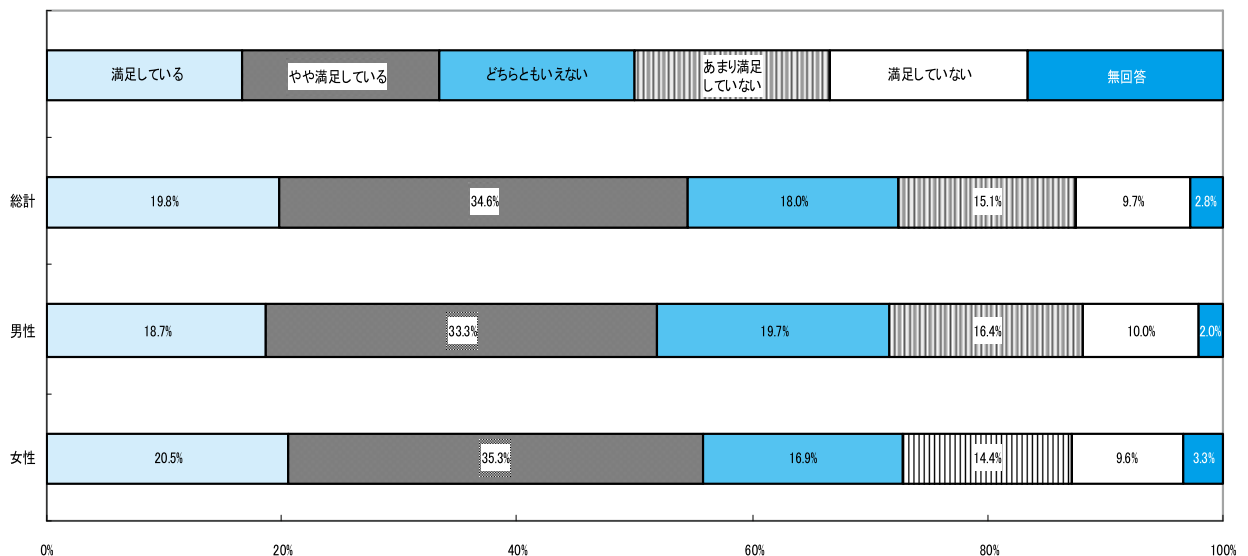
一方、これまで働く場において、女性よりも優遇されてきたとされる男性においても、根強い固定的性別役割分担意識が存在する中で、長時間労働や、職場中心の生活を余儀なくされる等、様々な問題が顕在化しています。

仕事と生活の調和については、平成 19 年 12 月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定される等、国が中心となって様々な取り組みをすすめてはいるものの、本市における取り組みの充実には至っておらず、市民への周知も十分とは言えない状況にあります。

誰もが性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成にあたっては、仕事と生活の調和に向けた取り組みをすすめることが重要です。

長時間労働の抑制や、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進等、具体的な内容による広報・啓発をすすめるとともに、現状の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発を、対象に合わせて効果的な手法で展開します。また、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護に係る支援を充実させる等、仕事と生活の調和に向けた環境の整備に取り組めます。

図表：ワーク/ライフ・バランスの満足度



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成 21 年伊佐市）

【市が実施する 17 の事業】

	実施事業	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス（※1）についての広報・啓発	個人が、各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう、広報・啓発を行います	企画調整課
2	仕事と家庭を考える月間のPR	仕事と家庭を考える月間の広報を行います	企画調整課
3	男女雇用均等月間のPR	毎年6月を「男女雇用均等月間」と定め、職場における男女均等についての広報を行います	企画調整課 総務課
4	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知を推進します	企画調整課 地域振興課
5	事業所等への広報・啓発の推進	「男女雇用均等月間」や男女雇用機会均等法の周知を徹底するために、セミナー・研修会等の実施、情報提供を行います	企画調整課 地域振興課
6	企業・事業所等における積極的な改善の推進	育児休業・介護休業の周知、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底、女性のキャリアアップの推進、ワークシェアリング（※2）の導入等を含め、企業向け・市民向けのセミナー等を開催し意識の高揚を図ります	企画調整課 地域振興課
7	事業主への啓発	事業主が、男女間の格差を改善するための積極的な改善措置に取り組むために必要な情報の提供を行います	企画調整課 地域振興課
8	女性の職域拡大に向けた啓発	広報誌へ掲載、啓発冊子の配布等を通して、女性の職域拡大についての啓発を行うとともに、再就職支援セミナーを実施し支援します	企画調整課
9	パソコン講習事業	パソコンの基礎技術を取得するための講習会を実施します	社会教育課
10	ポジティブ・アクション（※3）に関する情報提供	働く場での性別格差の解消に向け、積極的に改善する方法などの情報提供を行います	企画調整課

11	セクシュアル・ハラスメントについての周知	働く場でのセクシュアル・ハラスメントについての広報・啓発を行い、相談機関の情報提供をします	企画調整課
12	休暇制度の利用促進	長時間労働や仕事優先の風潮を見直し、仕事と生活の調和が図れるよう、休暇制度の利用促進に向けた情報提供を行います	総務課 企画調整課
13	休暇・給付制度の周知及び活用推進	子育て、介護に関する休暇・給付等の制度内容の周知及び活用の推進を図ります	総務課 企画調整課
14	男性の育児休業取得の推進	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性も育児休業を取得できる職場環境の推進を図ります	総務課 企画調整課
15	職業訓練に関する情報提供	安定した就労ができるよう、職業訓練に関する情報提供を行います	地域振興課
16	高齢者の就労に関わる支援	高齢者の生活の安定と自立を支えるために、シルバー人材センター等関係機関と連携して就労に関する支援を行うとともに、「高齢者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます	長寿支援課 企画調整課
17	障がい者の就労に関わる支援	障がい者の生活の安定と自立を支えるために、職業安定所やシルバー人材センター等関係機関と連携して就労に関する支援を行います	福祉事務所 企画調整課

※1 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがそれぞれの人生段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことのできる状態。

※2 ワークシェアリング

ワークシェアリングは、「仕事の分かち合い」を意味する英語。従業員1人当たりの労働時間を減らして雇用を維持・創出する手法です。

※3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれます。